

はしがき

本書は、『続 完全講義 民事裁判実務の基礎』（令和3年1月18日発行）の改訂版であり、かつ『完全講義 民事裁判実務 [基礎編]』（予備試験受験生向け）と『完全講義 民事裁判実務 [要件事実編]』（司法試験受験生・司法修習生向け）のいずれからも**2冊目の書物**として著したものである。つまり、一定の要件事実を理解していることを前提として、**事実認定の解説と要件事実・事実認定の演習問題**を扱っている。本書と [基礎編]、[要件事実編] の関係は、「はしがき」末尾の図をご覧いただきたい。

本書の中心となるのが「事実認定」であり、証拠からいかに事実認定するかを具体的な事例に基づいて検討している。併せて、要件事実の演習問題により、要件事実につき一層理解を深めることをめざしている。

読者としては、司法修習生、法科大学院生を想定している。本書は、民事裁判実務について司法修習修了までに理解しておくべき内容をほぼすべて盛り込んでいるので、司法修習生に役立つものになっているはずである。また、より深く学ぶを考えている法科大学院生にも、民事裁判がどのように動いているかを理解する参考になる。

本書の特徴としては、次の点を挙げができる。

第1に、本書は、[基礎編] または [要件事実編] の続編という位置づけであり、これらの書籍で説明したことは書籍の頁数を明記するにとどめるのを原則とし、2冊目という位置づけを明確にした。

第2に、最近の司法研修所の出版物や教育内容を踏まえ、できるだけそれに沿う説明をするとともに、具体的な事例に基づいた説明に徹し、事案におけるあてはめができるように努めた。

第3に、筆者の法科大学院での授業経験や司法修習生に対する実務指導経験を踏まえ、法科大学院生や司法修習生等が間違いややすい点や誤解しやすい点については、その旨を明示して説明し、誤った理解がされないように工夫した。この観点から、重要な点は繰り返し説明を加えて、正確に理解できるように配慮した。

第4に、演習問題を5問（要件事実1問、要件事実・争点整理3問、事実認定

はしがき

1問)掲載しており、知識を具体的な事例で使えるようにし、理解力を定着させ、応用できるように工夫した。事実認定の演習問題については、旧版(『続完全講義 民事裁判実務の基礎』)を全面的に改め、新たな問題とした。

中村修輔さん(裁判官・58期。最高裁事務総局人事局任用課長)には、事実認定問題を考えてもらうなど、大変お世話になった。また、初版から田端公美さん(弁護士・新60期。西村あさひ法律事務所)らの協力を得ている。イラストは今回も村上彩子さん(弁護士・新64期。えだむら法律事務所)にお願いした。企画から出版まで民事法研究会の都郷博英さんには大変お世話になった。これらの方々に厚くお礼を申し上げたい。

最後に、本書を手にとられた方々が、将来、法曹界で、あるいはそれ以外の分野においても、活躍され、新しい時代が開かれることを期待して、はしがきの結びとしたい。

2024年11月

大島眞一

〈完全講義シリーズ相関図〉

【予備試験受験生向け】

『完全講義 民事裁判実務[基礎編]』

『新版 完全講義 民事裁判実務の基礎 [入門編] (第2版)』改題
要件事実を中心に、事実認定、民事保全・執行、
法曹倫理の基本的事項を解説



『完全講義 法律実務基礎科目[民事](第2版)』

予備試験の過去問の解説+参考答案

【司法試験受験生・司法修習生向け】

『完全講義 民事裁判実務[要件事実編]』

『完全講義 民事裁判実務の基礎 [上巻] (第3版)』改題
要件事実のみに徹して解説

【司法修習生・法科大学院生向け】

『完全講義 民事裁判実務「実践編」』(本書)

『続 完全講義 民事裁判実務の基礎』改題
事実認定の解説、演習問題(要件事実・事実認定)

[本書の利用方法]

1 『完全講義 民事裁判実務 [基礎編]』と『完全講義 民事裁判実務 [要件事実編]』との関係

はしがきに記載したとおり、本書は、主として『完全講義 民事裁判実務 [基礎編]』と『完全講義 民事裁判実務 [要件事実編]』のいずれかを読んでいただいた方に向けての2冊目という位置づけである。要件事実につきより一層理解を深めるとともに、本書の中心である事実認定を考えるという構成になっている。

2 「本文」、「One Point Lecture！」

本書は、「本文」と「One Point Lecture！」に分かれる。

「本文」は、事実認定等についてわかりやすく解説している。かなりの分量になっているが、丁寧に解説したためであり、読みやすいものになっている（はずである）。

「One Point Lecture！」は、間違いやすい点や誤解しやすい点について敬體でわかりやすく解説したものである。

3 要件事実・事実認定

要件事実については、司法研修所編『改訂 新問題研究 要件事実』（2023年・法曹会）に基づき、同書に記載のない項目は司法研修所編『4訂紛争類型別の要件事実——民事訴訟における攻撃防御の構造——』（2023年・法曹会）を参考にした。事実認定については、司法研修所編『改訂 事例で考える民事事実認定』（2023年・法曹会）を基に解説をしている。

本書では〈Case〉を多用し、具体的な事例で解説するように心がけた。私見はできるだけ言及しないようにしたが、本書では、要件事実・事実認定について基礎的な理解をしている方を対象にしているので、私見を記載した部分もある。

4 演習問題

身に付けた知識や思考方法が具体的な事案において活用できなければ、絵に描いた餅である。十分に活用できるようになるには演習が不可欠である。

本書では、演習問題を 5 問収録した。要件事実問題 1 問、要件事実・争点整理問題 3 問、事実認定問題 1 問である。

要件事実問題は、まず要件事実を検討する場合の思考方法を示したのが 1 問目（第 7 講）である。

要件事実は、要件事実の整理をすることが目的ではなく、それにより争点を把握することが目的である。要件事実の整理により争点を把握することを目的とした要件事実・争点整理問題を 3 問（第 8 講～第 10 講）掲載している。要件事実を整理することによって、当事者で争われているところが争点でないことがわかったり、提出された書証から事件の見通しがつくこともあるので、このあたりも体験していただきたい。

事実認定問題（第 11 講）は、架空の事例であるが、実際の記録のようにして作成しており、かなり本格的なものである。解説では、裁判官、司法修習生らが議論する形をとり、さまざまな観点から事実認定を考えている。末尾に、司法修習生のサマリー起案を記載している。

5 *Coffee Break*

2005 年の JR 福知山線脱線事故で車内に乗っていた藤原正人弁護士など、司法試験の合格者や現に法曹として活躍している方等に勉強方法や現在の状況等について書いてもらっている。ひと休みとして読んでいただきたい。

[本書の構成]

本書は、次のような構成となっている。

〈第1部 事実認定〉

- 第1講 総論
- 第2講 書証
- 第3講 証言
- 第4講 判断の構造
- 第5講 事実認定、意思解釈、評価
- 第6講 事実認定の難しい事件、和解

〈第2部 演習問題〉

- 第7講 要件事実問題
- 第8講 要件事実・争点整理問題1
- 第9講 要件事実・争点整理問題2
- 第10講 要件事実・争点整理問題3
- 第11講 事実認定問題

第2部は演習問題であり、詳しい解説をしているが、1つの参考であって、必ず解説のように考えなければならないというものではないことに留意いただきたい。

凡 例

〈法令等略語表記〉

民 改正民法	民法（明治29年法律第89号） 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改 正後の民法
旧民法	民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改 正前の民法
商 会社	商法 会社法
民訴	民事訴訟法
民訴規則	民事訴訟規則
民執	民事執行法
借地借家	借地借家法
不登	不動産登記法

〈判例集・定期刊行物略称表記〉

民録	大審院民事判決録
民集	最高裁判所（大審院）民事判例集
刑集	最高裁判所刑事判例集
集民	最高裁判所裁判集民事
集刑	最高裁判所裁判集刑事
民商	民商法雑誌
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ
金法	金融法務事情
ジュリ	ジュリスト
法教	法学教室

〈文献略語表記〉

司研・新問題研究	司法研修所編『改訂 新問題研究 要件事実』（2023年・法曹会）
司研・紛争類型別	司法研修所編『4訂紛争類型別の要件事実——民事訴訟における攻撃防衛の構造——』（2023年・法曹会）
司研・事例事実認定	司法研修所編『改訂 事例で考える民事事実認定』（2023年・法曹会）
大塚ほか・対話	大塚直ほか『要件事実論と民法学との対話』（2005年・商事法務）
土屋＝林・ ステップアップ	土屋文昭＝林道晴編『ステップアップ民事事実認定〔第2版〕』（2019年・有斐閣）
高橋・民訴（上）	高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上）〔第2版補訂版〕』（2013年・有斐閣）

第 I 部

事実認定 (第1講～第6講)

1 第 講



総 論



[基礎編] や [要件事実編] で要件事実について検討した。要件事実の整理によって争いのある主要事実と争いのない主要事実に分け、争いのある主要事実について証拠調べをして、その事実が認められるかという立証レベルについて判断していくことになる。

第1講は、立証レベルの問題として、事実認定の基礎的な部分を学ぶことにしよう。

I | 概 説

1 | 事実認定の対象

これまで要件事実を検討してきたのは、要件事実が何であるかを明らかにし、当該事件で、争いのある主要事実（要件事実）と争いのない（自白が成立した）主要事実を整理するためである。

争いのある主要事実については、その事実が認められるかを審理・判断する必要がある。これに対し、自白が成立した主要事実については、弁論主義（第2テーゼ）に従ってそれを基礎にしなければならないので、証拠調べは不要である（ほかに、公知の事実や裁判上顕著な事実については、証明は不要である。民訴179条）。

立証命題は「主要事実が認められるか」であって、主要事実が認められない今まで認定する必要はない。立証がされない限り、主要事実が積極的になかつ

たといえる場合も、真偽不明の場合も、その法律効果が生じないという点では同じである。したがって、たとえば、判決書においては、争点として、「XとYは売買契約を締結したか」という形で記載され、売買契約の締結が認められるかを検討することになる（争点として、「売買契約の成否」と記載する例もあるが、積極的に「否」であることを認定する必要はない）。

2 | 事実認定の方法

主要事実の認定は、裁判官の自由な心証に基づいて判断される（自由心証主義。民訴247条）。歴史的には、ある事実を認定するためには、証人2人の証言を要するなど、法律で事実認定について規律されていたこともあるが、証人2人が虚偽の証言をするとそれで認定する要件を満たすことになるし、真実であるのに証人がいないために事実が認定されないということにもなる。このように、一定の要件がある場合には事実を認定しなければならないと定めると、かえって真実から遠ざかることになると考えられたため、民訴法は、事実の認定を裁判官の自由な心証にゆだねたものである。つまり、自由心証主義は、裁判官を信頼して事実認定は裁判官の自由な判断にゆだねたほうがより真実に近づくことができるという考え方に基づくものである。もちろん、裁判官が恣意的に決めてよいものではなく、後に述べる経験則に基づく合理的な判断をしなければならない。

One Point Lecture! 原告または被告が複数の場合の留意点

原告または被告が複数の場合、主張は独立してできることに注意を要します。たとえば、XがY₁（主債務者）とY₂（保証人）を共同被告として訴えを提起した場合、Y₁とY₂の主張や認否は独立しているので、「XとY₁間の主債務の成立」について、Y₁は認め、Y₂は否認することもあり得ます。否認した当事者の関係では、自白は成立していないので、証拠によって認定することが必要になります（Y₁が自白しているということを弁論の全趣旨として考慮することは可能）。

これに対し、証拠は共通であり、どの当事者が提出した証拠であっても、全員のための証拠となります。たとえば、Y₁が提出した証拠は、XとY₁との関係だけでなく、Y₂との関係でも証拠となります。事実認定も共通です。

3 | 証拠方法

証拠方法とは、証拠調べの対象となるものであり、文書、証人尋問、本人尋問、鑑定、検証等がある。

個々の説明は本書の性格上行わないが、誤解しやすい点について簡単に説明する。

(1) 文書送付嘱託

文書送付嘱託（民訴226条）とは、当事者が裁判所から文書の所持者に対して文書の提出を依頼するよう求めるものである。文書送付嘱託を証拠方法としてあげている文献が多いが、実務では、文書送付嘱託は、独立の証拠調べであるとは解されておらず、文書提出の準備行為と位置づけられている。つまり、文書送付嘱託を採用し、送付されてきた文書について、当事者が必要なものを文書として証拠提出する扱いである。この点は、民訴法226条の解釈としては、独立の証拠調べと解するのが素直であるが、文書送付嘱託の場合、申出をする当事者においても、文書の内容を知らないことがあり、嘱託先から送付されてきた文書に当該訴訟と関係がないものも多数含まれていることがあるため、実務では、準備行為という位置づけをしている。たとえば、医療過誤訴訟において、原告のカルテを病院に対し送付嘱託することが多いが、入通院期間が長いと膨大な量のカルテが送付されてくることがあり、当該事件に関係するものを当事者が選択して提出することが適当であって、文書送付嘱託は独立した証拠調べとは考えていない。

(2) 調査嘱託

調査嘱託（民訴186条1項）は、独立の証拠調べとして位置づけられている。調査嘱託は、客観的な事実について、公的な機関や各種団体に照会する場合に多く利用されている。たとえば、被害者が警察署に被害申告をした日時、内容が争われている場合、警察署にそのことを照会したりすることなどがある。調査嘱託による調査結果は、口頭弁論に提示されて証拠になる（最判昭45・3・26民集24巻3号165頁）。

(3) 書面尋問

書面尋問（民訴205条）は、病気等で出頭が困難であったり、反対尋問を実施

第 II 部

演習問題
(第7講～第11講)

7 講

要件事実問題

要件事実の整理は、民法などの実体法の理解を前提にして、当事者の主張から主要事実を抽出し、その主張・立証責任を分配して整理する作業であるが、「誰が、どのような事実を主張・立証すべきか」を確定することは、個々の事案における審理と判断の骨格を形づくる作業にほかならない。したがって、要件事実の整理は、民事訴訟に携わるすべての法律家が習得すべき「スキル」である。

では、この「スキル」は、どのようにすれば身につくのであろうか。それは、主張・立証責任の分配を逐一暗記するのではなく、基本的な考え方（いわば「思考方法の型」）を理解して使いこなせるようにすることである。

この要件事実問題では、基本的な事例問題を素材とし、思考方法を含めて丁寧に解説することを心掛けた。

要件事実問題

X の言い分について次の問い合わせに答えよ。

- 1 訴訟物を説明せよ
- 2 請求原因の要件事実を摘示し、その説明をせよ。

(X の言い分)

A は、B に対し、令和 7 年 10 月 10 日、所有していた別紙物件目録記載の土地（別紙省略。以下、「甲土地」という）を代金 1000 万円で売却しました

(以下、「本件売買」という)。私は、同年12月12日、Aから、本件売買代金債権を800万円で譲り受けました。

なお、本件売買の代金支払債務については、Yが連帯保証人となっていましたが、Yは、本件売買の際に姿を現さず、Yの委任状と印鑑登録証明書を持ったBが、同年10月10日、Yの代理人として、Aとの間で書面で連帯保証契約を締結したと聞いています。

私は、Bの連帯保証人であるYに対し、800万円の支払を求めます。

I | 解 説

1 | 訴訟物

(1) Xの言い分の解釈——処分権主義

訴訟物を説明するにあたって最も大切なのは、「訴訟物の特定」である。訴訟物は何かを明らかにしなければならない。そして、訴訟物を特定する出発点となるのが「処分権主義」、すなわち「原告の言い分の解釈」である。

本件でXがYに対し何を請求しているのかをみると、Xは「連帯保証人であるYに対し、800万円の支払を求める」と主張している。Xは、Yに対し、保証債務(民446条1項)の履行を求めているのである(Aから譲り受けた本件売買の代金債権ではない)。

(2) 訴訟物の特定

これを前提に、訴訟物をどのように特定したらよいかが問題になるが、債権的請求であるから、権利の主体、権利の内容と発生原因で特定すればよいのが原則である([基礎編]34頁、[要件事実編]41頁参照)。これを前提に、事案ごとに問題点を検討していくことになる。

本件では、①「債権譲渡」の事案であること(保証契約に基づく請求権は、主債務である本件売買代金債権の債権譲渡に随伴して移転する)、②「連帯保証」であることの2点が問題となる。

① 「債権譲渡」は、債権の同一性を保ったまま帰属主体を変更するものであるから、譲受債権の請求の訴訟物は、債権譲渡前の権利を特定しなけれ

ばならず、債権を取得した経緯や原因は訴訟物を特定する要素とはならない（[基礎編] 284頁、[要件事実編] 397頁参照）。

② 「連帯保証」については、「保証」と「連帯保証」とで、訴訟物が異なるのか（「連帯の合意」が訴訟物特定の要素となるのか）という問題があった。この点は、「連帯の合意」は保証契約の補充性を奪う「特約」であり、連帯の合意が、催告・検索の抗弁（民452条、453条）に対する再抗弁になるものとを考えることになる（[基礎編] 154頁、[要件事実編] 206頁参照）。

これらの検討を経て、訴訟物を権利の主体（一般に、主体を記載しない場合には、当事者間、すなわち XY 間の権利関係を意味することになるが、本問は債権譲渡が介在している事案なので「主体」による特定が必要）、内容および発生原因で特定すると、本件の訴訟物は、「AY 間の保証契約に基づく保証債務履行請求権」となる。

（3）訴訟物の個数

訴訟物の個数は、契約に基づく請求の場合は、契約の個数で決まるが、本件では、1 個の保証契約に基づく請求であるから、訴訟物は 1 個である。

本件では特に問題にしていないが、売買代金債権の利息や損害金が請求されている場合には、訴訟物の個数に気をつける必要がある。利息や損害金といった附帯請求は、利息契約に基づく利息請求権や履行遅滞に基づく損害賠償請求権といった、主たる請求とは別個の訴訟物となるが、保証の場合は、保証契約の内容として利息や損害金が含まれる（民447条1項）ので、主たる債務の利息や損害金を含めて請求していたとしても、訴訟物は 1 個である（[基礎編] 154 頁、[要件事実編] 206頁参照）。

なお、訴訟物が複数ある場合には、その併合形態についても検討しなければならない。

2 | 請求原因

要件事実の整理を行うにあたって、大事な視点は、「何が大きな枠組みか」を意識し、要件事実の構造をつかむことである。具体的にみてみよう。

本件では、訴訟物は「保証」や「代理」も問題になっているが、X が Y に対して請求できるのは、AY 間で発生した請求権（訴訟物たる権利）を取得し

たからである。この債権譲渡の要件事実（①「譲受債権の発生原因事実」、②「譲受債権の取得原因事実」）が最も大きな枠組みになる。

- ① 譲受債権の発生原因事実
- ② 譲受債権の取得原因事実

次に、①「譲受債権の発生原因事実」が具体的に何なのかを検討する必要があるが、訴訟物たる譲受債権は、AY間の保証契約に基づく保証債務履行請求権であるから、「譲受債権の発生原因事実」として「保証債務の発生原因事実」が位置づけられる。そして、「保証」の要件事実は、③「主債務の発生原因事実」、④「保証契約の締結」であった（[基礎編] 155頁、[要件事実編] 207頁参照）。

なお、「保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない」（民446条2項）とされている。この書面性の要件については、保証契約における申込みと承諾の意思表示がいずれも書面でされている必要があるという見解と、保証人の保証意思が書面によってされたことで足りるという見解があるが、保証人保護の観点からは後者の見解で足りることとなるので、⑤保証人の意思表示が書面によってされたことが要件事実として必要となる。

- | | | |
|--------------|--------|-------------|
| ①譲受債権の発生原因事実 | →「保証」: | ③主債務の発生原因事実 |
| | | ④保証契約の締結 |
| ②譲受債権の取得原因事実 | | |

そして、③「主債務の発生原因事実」とは何かをみると、主債務は本件売買代金債務であるから、その発生原因事実、すなわち、「売買契約」の要件事実が「主債務の発生原因事実」に位置づけられる。

なお、一般に、契約に基づく履行請求権の発生原因事実については、当該典型契約の冒頭規定が成立要件を規定しているものと解されており、売買契約で

● 事項索引 ●

【英数字】

第1類型	84
第2類型	85
第3類型	90
第4類型	94
2段の推定	41,271
3分方式	196

【あ】

意思表示の解釈	105
印影	36
印鑑	36,48
印章	36
動かしがたい事実	70
写し	30
押印	36
押印文書	35

【か】

解明度	17
間接事実	20
—の補助事実的機能	88
—の役割	97
間接証拠	20
間接反証	25
鑑定	11
偽造文書	37
規範的要件	118
客観的事実	70
虚偽表示	86
銀行印	36
経験則	19
形式的証拠力	32,270
原本	30
高度の蓋然性	12
公文書	29
抗弁	28
全部	28

【さ】

三文判	36
事案解明義務	18

事件記録	197
事実上の推定	20
事実認定	
—の構造	23
—の対象	8
—の方法	9
実印	36
実質的証拠力	52,276
私文書	29
自由心証主義	9
修正的解釈	110
主尋問補完機能	61
主張自体失当	103
主要事実	20
証言	66
—態度	78
—の一貫性	75
—の具体性	75
—の合理性	75
—の信用性	68
—の正確性	72
証言認定型	92
証拠開示機能	62
証拠能力	11
証拠の遍在	17
証拠力	269
証明度	12
処分証書	53,276
署名文書	34
書面尋問	10
推認	20,24
スジ	129
ストーリー	68,103
スワリ	129
正本	30
成立の真正	32
—の立証方法	88
全部抗弁	28
総合判断型	89,91
相殺	28
—の抗弁	28
争点整理	102

【た】	
代理文書	49
痴漢事件	136
調査嘱託	10
直接証拠	20, 267
—型	89
陳述書	61
伝聞供述	79
謄本	30
盗用型	43
【な】	
捺印	36
認印	36
【は】	
反証	26
判断	26
—の順序	26
—の枠組み	83
筆跡	48
評価	118
文書	29
押印—	35
偽造—	37
【ま】	
黙示の意思表示	120
【ら】	
利害関係	77
類型的信用文書	57, 268
ルンバール事件	13
【わ】	
和解	144

〔著者略歴〕

大島 真一（おおしま しんいち）

〔略歴〕

神戸大学法学部卒業。1984年司法修習生（38期）。1986年大阪地裁判事補。函館地家裁判事補、最高裁事務総局家庭局付、旧郵政省電気通信局業務課課長補佐、京都地裁判事補を経て、1996年京都地裁判事。神戸地家裁尼崎支部判事、大阪高裁判事、大阪地裁判事・神戸大学法科大学院教授（法曹実務）、大阪地裁判事（部総括）、京都地裁判事（部総括）、大阪家裁判事（部総括）、徳島地家裁所長、奈良地家裁所長、大阪高裁判事（部総括）、2023年定年退官、弁護士。2024年関西学院大学司法研究科教授。

〔主要著書・論文等〕

『ロースクール修了生20人の物語』（編著、民事法研究会・2011）、『Q&A 医療訴訟』（判例タイムズ社・2015）、『司法試験トップ合格者らが伝えておきたい勉強法と体験記』（編著、新日本法規・2018）、『完全講義 民事裁判実務 [基礎編]』（民事法研究会・2023）、『完全講義 法律実務基礎科目 [民事] [第2版]』（民事法研究会・2023）、『交通事故事件の実務 [改訂版]』（新日本法規・2023）、『完全講義 民事裁判実務 [要件事実編]』（民事法研究会・2024）等。

「逸失利益の算定における中間利息の控除割合と年少女子の基礎収入」判タ1088号60頁（2002）、「交通損害賠償訴訟における虚構性と精緻性」判タ1197号27頁（2006）、「法科大学院と新司法試験」判タ1252号76頁（2007）、「大阪地裁医事事件における現況と課題」判タ1300号53頁（2009）、「交通事故における損害賠償の算定基準をめぐる問題」ジュリ1403号10頁（2010）、「規範的要件の要件事実」判タ1387号24頁（2013）、「医療訴訟の現状と将来——最高裁判例の到達点」判タ1401号5頁（2014）、「高齢者の死亡慰謝料額の算定」判タ1471号5頁（2020）、「交通事故訴訟のこれから」判タ1483号5頁（2021）、「統計数値からみた民事裁判の概観」法律のひろば76巻5号53頁（2023）、「判決書の作成過程を考える」判タ1511号37頁（2023）等。

完全講義 民事裁判実務 [実践編]

令和7年1月20日 第1刷発行

著 者 大島 真一

発 行 株式会社 民事法研究会

印 刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

[営業] TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

[編集] TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。

カバーデザイン 関野美香

ISBN978-4-86556-664-2